

# お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)

※お問い合わせ先に記載の電話番号は、  
役場各課の直通番号です。

## 募集

### 公営住宅入居者

○町営住宅(ふれあい団地・14区)

◆入居資格

住宅に困窮していて、所得(月額)が  
15万8000円を超えず、町が定める  
基準に該当する者。

◆募集住宅

◆D棟1階【平成11年度建設】

2LDK(世帯向用) 1戸

◆家賃(収入区分による)

月額2万3200円〜3万4600円

○子育て世帯支援住宅(11区)

◆入居資格

住宅に困窮していて、同居される方  
に16歳未満の子がいる者。

年または毎月の収入が定まっている  
など、町が定める基準に該当する者。

◆入居期間 最大12年

◆募集住宅

◆B棟【平成24年度建設】

3LDK(平屋建) 1戸

◆家賃

月額3万5000円

◆募集期間

いずれの住宅も1月9日(火)〜19日(金)

※お申し込みやお問い合わせは、建設  
課公営住宅担当(☎2・4297)まで

### 北海道障害者職業能力開発校 入校生

北海道障害者職業能力開発校では、  
職業的自立が見込まれる方で、就労意  
志のある方や、就労に必要な知識・技能  
を習得する意思のある方など、求職中  
の障がい者の平成30年度入校生(訓練  
期間1年または2年)を追加募集して  
います。

◆募集期間 1月20日(土)まで

※お問い合わせは、北海道障害者職業  
能力開発校(☎0125・52・2774)  
または最寄りの公共職業安定所(ハ  
ローワーク)まで



平成30年度

## 認定こども園保育教諭(正職員)

を公募します

◆公募職種 認定こども園保育教諭(正職員)

◆公募人数 若干名

◆採用日 平成30年4月1日

◆応募資格および採用条件

- (1)昭和33年4月2日以降に生まれた方
- (2)幼稚園教諭免許状および保育士資格を有して  
いる方、または平成30年3月31日までに取得予  
定の方
- (3)普通自動車運転免許を所持している方、または  
採用時まで取得が可能なる方
- (4)採用後、上士幌町内に居住する方

◆試験内容 ①幼稚園教諭職教養試験 ②性格試験  
③論文試験 ④面接試験

◆試験日時 平成30年2月4日(日) 9時30分から

◆試験会場 上士幌町山村開発センター 第2研修室  
(河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地)

◆受験手続

(1)受験申込書

次の書類を提出してください。①および②は  
町指定様式のため、上士幌町ホームページから  
ダウンロード、または総務課職員担当に請求し  
てください。③および④は取得済みの場合。

- ①履歴書(指定様式)
- ②身上調書(指定様式)
- ③幼稚園教諭免許状および保育士証の写し\*
- ④普通自動車運転免許証の写し\*

(2)申込期限 平成30年1月24日(水) 17時15分まで

(3)受験申込書類の請求および提出先

上士幌町役場総務課職員担当(☎01564-2-2111)  
〒080-1492  
北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地  
町ホームページ <http://www.kamishihoro.jp/>

※応募やお問い合わせは、総務課職員担当(☎2-2111)まで



### 上士幌小学校 冬のサポート学習ボランティア

上士幌小学校で冬休み期間中に実施する「冬のサポート学習」のお手伝いをしていただける方を募集します。

◆日時 1月9日(火)～11日(木) 3日間  
9時～11時30分

▽3日間のうち、1日や2日のみのお手伝いでも結構です。

◆場所 上士幌小学校

◆内容 日々の学習や宿題のわからないところなどについて、解き方などを一緒に考え、子どもたちの学習のサポートをしていただきます。

◆募集対象 学習をサポートしていただけの一一般町民、大学生等

▽帰省中の学生さん、大歓迎です！

※お申し込みやお問い合わせは、上士幌小学校・教頭 目黒(☎2・2015)まで

平成30年度

## 上士幌町臨時職員等を公募します

公募する職種	公募人員	応募資格・免許等	待遇
一般事務補助 ※勤務場所は役場庁舎・教育委員会・ふれあいプラザ・給食センターなどとなります	25名程度	—	社会保険・雇用保険加入 月給137,400円以上で学歴・経験により決定
図書館事務補助	1名		
小・中学校事務等補助	2名		
給食センター調理作業員	6名	—	社会保険・雇用保険加入 月給148,900円以上で経験により決定
認定こども園調理作業員	3名		
ひがし大雪自然館事務補助	1名	普通自動車運転免許を取得している方	社会保険・雇用保険加入 月給137,400円以上で学歴・経験により決定
国保医療事務等補助	1名	医療事務の資格、または1年以上の経験を有する方	社会保険・雇用保険加入 月給162,000円以上で経験により決定
認定こども園臨時保育士等 ※子育て支援センターを含む	5名程度	次のいずれかの資格を有する方 ・保育士資格 ・養護教諭資格 ・保健師資格 ・幼稚園教諭免許	社会保険・雇用保険加入 月給155,600円以上で経験により決定
学童保育所指導員	3名	次のいずれかの資格を有する方、または2年以上の経験を有する方 ・保育士資格 ・社会福祉士資格 ・幼稚園教諭免許 ・教員免許	社会保険・雇用保険加入 月給155,600円以上で経験により決定
学校公務補業務補助	3名	普通自動車運転免許を取得している方	社会保険・雇用保険加入 月給155,600円以上で経験により決定
道路管理専門員	1名	1級または2級土木施行管理技士の資格を有する方	社会保険・雇用保険加入 月給162,000円以上で経験により決定
道路等維持管理作業員	1名	普通自動車運転免許を取得している方	社会保険・雇用保険加入 月給155,600円以上で経験により決定

#### ◆雇用期間

平成30年4月以降、6か月間(更新予定あり)  
 ◎給食センター調理作業員は、夏休み・冬休み中に3～5日程度の休みがある場合がありますので、その間賃金が減額されます。

#### ◆勤務時間・週休日等

1日7時間45分の勤務ですが、時間帯は職種により異なりますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。図書館・ひがし大雪自然館については、週休日は交替制となります。

#### ◆応募方法等

- ◆提出書類 履歴書(必ず希望職種を記入願います)  
 ◎総務課で用意する所定用紙を使用してください。
- ◆応募締切 平成30年1月19日(金) 17:15まで
- ◆面接 平成30年1月29日(月)または30日(火)で、後日応募者に連絡します。

※お申し込みやお問い合わせは、総務課  
職員担当(☎2-2111)まで



# 催し

## 消防出初式

平成30年上士幌消防団出初式を開催します。

◆日時 1月4日(木)

◆内容 ◆神社参拝 ◆車両パレード

◆分列行進 ◆式典(表彰式他)

◆時間

車両パレード(市街地) 10時25分頃

分列行進(4区商店街) 10時40分頃

式典(山村開発センター) 11時15分

◆招集サイレン 9時

上士幌市街・萩ヶ岡・ぬかびら源泉郷

※お問い合わせは、上士幌消防署管理係(☎2・2519)まで



## 新年交礼会

新春の交礼の場として、新年交礼会を開催します。申し込みは不要です。で、広く町民の皆様のご出席をお待ちしております。

◆日時

1月9日(火)

10時～11時

◆会場

山村開発センター 集会室

※お問い合わせは、総務課庶務担当(☎2・2111)まで



## 書道協会主催 ファミリー書道展

《生涯学習フェスティバル事業》

どの作品も力作です！ぜひお越しください！

◆日時 1月7日(日)～14日(日)

◆場所 生涯学習センターわかプロムナード

◇サークル会員も募集しています！

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2・3024)まで



## 上士幌町観光地域商社 町民説明会 (観光地域づくりフォーラム)

現在、町が進めております観光地域商社(DMO)の設立による観光のまちづくりについて、町民のみなさまにわかりやすくご説明いたします。どうぞお気軽にご参加ください。



- 日時 1月31日(水) 18:30～20:30
- 会場 生涯学習センターわか 会議室1・2
- 内容
  - 上士幌町観光地域商社(DMO)の会社概要について
  - 会社設立スケジュール など

事前申込は不要です

※道の駅とナイタイ高原牧場レストハウスの整備については、3月上旬頃に説明会の開催を予定しています。

※お問い合わせは、商工観光課観光担当(☎2-4291)まで



## 第36回

# 子ども冬まつり

1月21日(日) 10:00～

認定こども園 北側広場

冬ならではのレクリエーションや、温かい食べ物の無料配布もあります。たくさん遊んで寒さを吹き飛ばそう！



※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで





一流プロジェクト事業  
ダンス&サイレントコメディー

子どもたちの夢を育むため、国際的に活躍するパフォーマー「GABEZ (ガベジ)」をお招きし、一流プロジェクト事業を開催します。

前半は、世界中で披露している爆笑のガベジショーを、後半は、会場の皆さんでダンスやいろいろな話をしていただきます。

子どもから大人までたくさんの方をお待ちしています。

◆日時 1月19日(金) 17時40分開場

◆場所 生涯学習センターわかっか  
プレイルーム

◆参加対象 子ども、保護者、一般町民  
◇事前の申し込みが必要です。お電話等でお申し込みください。

◆持ち物 動きやすい服装、上靴、飲み物、汗拭きタオルなど

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2・3024)まで

通年雇用支援セミナー

現在、季節雇用労働者として働いている方が通年雇用労働者として働くために役立つセミナーが実施されます。

「通年雇用と季節雇用との大きな違い」や「通年雇用化に向けて」など、通年雇用の詳細や通年雇用を目指すにあたり知っていると役立つ知識について、二人の講師を招き講演いたします。

また、セミナー終了後には個別相談会を行い、技能講習などが無料で受講できる「人材育成事業」の優先申し込みも受け付けております。

【音更町会場】

◆日時 1月16日(火)

13時30分～16時40分

◆会場 音更町

共栄コミュニティセンター

【芽室町会場】

◆日時 1月17日(水)

13時30分～16時40分

◆会場 芽室町

めむろ駅前プラザ(めむろード)

◆主催 十勝北西部通年雇用促進協議会  
お申し込みは、次へご連絡ください。

☆電話でのお申し込みの方

☎0120・980・454

☆FAXでのお申し込みの方

FAX 0155・42・5412

申込用紙は、役場無料職業紹介所に配布しております。

第36回 上士幌ウィンターバルーンミーティング

全国各地より約20機の熱気球が集結！十勝晴れの上士幌の大空に、熱気球が舞い上がります。熱気球の体験搭乗や温かい食べ物などの出店もあります。ぜひ暖かな服装でお越しください。

2月10日(土)・11日(日)

メイン会場 上士幌町航空公園

【熱気球体験搭乗】

10日(土) 8:00～15:00

11日(日) 8:00～12:00

・大人 1,000円

・小学生以下 700円



※お問い合わせは、商工観光課観光担当(☎2-4291)まで



## 柏の会 写真コンテスト入選作品展示会

写真サークル「柏の会」では、毎年写真コンテストを実施しており、今年のコングレストで入選した作品の展示会を開催します。

力作ぞろいの作品の中から選りすぐられた入選作品を、みなさんこの機会にぜひ足をお運びいただき、ご覧ください。

◆日時 1月9日(火)～15日(月)

◆場所 生涯学習センターわかっか  
プロムナード

◆主催 柏の会(代表・新木正巳)

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2・3024)まで

## 町民法律相談

町顧問弁護士による町民向け無料法律相談会を開催します。悩みごとや困りごと、トラブルなど、法的解決が必要な事項について、弁護士が相談に応じます。お気軽にお申し込みください。

◆日時 1月22日(月) 10時～12時

◆場所 山村開発センター第3研修室

◆相談員 弁護士 中島和典氏

◆申込期限 1月17日(水)まで

◇予約制の先着順で、相談時間は1人30分以内です。

※お申し込みやお問い合わせは、企画財政課情報交流担当(☎2・4290)まで

## スポーツ

### 第56回町民スケート大会



◆日時 1月27日(土)

※荒天時は2月3日(土)に延期  
開会式9時/競技開始9時30分

◆場所 町民スケートリンク

◆対象 町内在住の方

◆種目

◆幼児 50m

◆小学生 100m・250m・500m・男女混合リレー

◆中学生 500m・男女混合リレー

◆一般 250m・男女混合リレー

◆申込期限 1月19日(金)

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2・3024)まで

## かみしほろ 生涯活躍のまち の取り組み

### ■ 介護職員初任者研修 ～ 受講者全員が合格し、無事に終了

株式会社生涯活躍のまちかみしほろにおいて、10月21日から実施してきた介護職員初任者研修が12月9日に終了し、受講者5名全員が修了試験に合格されました。受講者の皆さんは、積極的に座学や演習に取り組んでいただき、講師の各先生から高評価をいただきました。修了証書授与の後、上土幌福寿協会や上土幌町社会福祉協議会から介護事業についてのガイダンスを行いました。



受講者の皆さん、それぞれの思いを胸に、ボランティア活動や身内のお世話など、今後のご活躍をお祈りします。

当社では、介護職不足を少しでも解消できることを期待して次回開催(平成30年度)も検討していますので、多くの方々の受講をお待ちしています。

### 短期アルバイト

### 職員募集のお知らせ

当社では、空き地空き家調査業務にご協力いただける方(短期アルバイト)を若干名募集しています。上土幌町の指定区域の空き地空き家所有者を確認してアンケートを依頼し、回収する業務です。

詳細は、下記までお問い合わせください。

※お問い合わせは、生涯活躍のまち かみしほろ (☎7-7630) まで

第6回  
フロアカーリング協会大会

◆日時 1月12日(金)

受付9時/開会9時20分

◆場所 スポーツセンター

◆対象 フロアカーリング協会会員、町内に在住する小学生以上男女(但し協会加入者)

◆申込期限 1月9日(火)

◇非会員の方は、大会当日の受付で入会できます(年会費1000円)。

※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会・事務局 堂畑(☎2-4062)まで

歩くスキー教室

◆日時 1月13日(土)・14日(日) 10時

◆場所 航空公園

◆対象 町内在住の方

◆内容 初歩からスケータリング走法

◆持ち物 歩くスキー一式、汗拭きタオルなど

※用具をお持ちでない方には、スポーツセンターにてお貸しいたします。

◆申込期限 1月12日(金)

◇歩くスキーの会では、一緒に活動していただける会員を募集しています(年会費1000円)。歩くスキーで冬を楽しんで過ごしませんか?

※お申し込みやお問い合わせは、歩くスキーの会・事務局 林(☎2-3255)まで

運動不足解消! ストレス発散!  
フィットネス教室

寒いからと家の中に閉じこもっている方。移動は全て車だから、全然歩かないという方。年末年始、暴飲暴食をしまっ方。運動したいけど、どこに行っても、何をしたら良いか分からないという方。:

週に1回、みんなで集まって、プロのインストラクターの指導のもと、メタボ対策やロコモ対策、運動不足解消、そしてストレス解消をしませんか?  
一緒に気持ちのよい汗をかきましょう!

◆日時

1月11日(木)・17日(水)・24日(水)

2月1日(木)・8日(木)・14日(水)・21日(水)

3月1日(木)

【全8回】 19時30分~21時

◆講師 小林永枝氏(フィットネスインストラクター、健康運動指導士)

◆場所 スポーツセンター 小体育館

◆対象 町内在住の高校生以上男女

▼特に働き盛りの30~40代の男性は大歓迎!

◆定員 20名

◆参加料 無料

◆内容 スローステップトレーニング、体幹トレーニングなど。初心者でも、運動が苦手な方でもできる内容です。

※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

上士幌町が発注する建設工事の請負、設計・測量等の委託

平成30年度分

入札参加資格審査 を受け付けます

平成30年度に上士幌町が発注する建設工事の請負、設計・測量等の委託についての入札参加資格審査申請を次の要領で受け付けます。(平成29年1月25日から2月27日までの期間に平成29・30年度分の入札参加資格審査申請をしていない者。)

入札参加を希望する場合は、期間内に申請手続きをしてください。期限経過後の受付は、理由のいかんを問わず認められませんので、ご注意ください。

➤受付期間: 1月25日(木) ~ 2月27日(火) ➤申込先: 上士幌町役場 総務課

■提出書類

必要な提出書類については、上士幌町ホームページにてご確認ください。

○上士幌町公式ホームページ <http://www.kamishihoro.jp>

様式は、道内市町村統一様式を使用すること。

■その他

共同企業体の申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。

※お申し込みやお問い合わせは、総務課契約担当(☎2-2111)まで



# お知らせ・啓発

～事業主の方へ～

## 法定調書の提出について

平成29年分の法定調書の提出期限は、1月31日(水)です。

◆法定調書は、書類ごとに提出先が異なりますので、ご注意ください。

法定調書		提出先
◆給与支払報告書 (個人別明細書・総括表)	◆退職所得の特別徴収票	市町村
◆給与所得の源泉徴収票	◆退職所得の源泉徴収票	市町村
◆不動産の使用料等の支払調書	◆合計表、その他の法定調書	市町村 帯広 税務署

◆法定調書の作成にあたっては、国税庁のホームページに掲載の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等をご覧ください。

なお、提出はインターネットを利用して提出できるe-Tax、eLTAXが大変便利です。

※平成29年分の法定調書の作成については、受給者および支払者等の個人番号または法人番号が必要となりますので、ご注意ください。

《マイナンバー(個人番号)を取り扱う場合の注意事項》

●マイナンバーの提供における本人確認  
事業者が従業員等からマイナンバーの提供を受け法定調書を作成する場合は、本人確認として「番号確認」および「身元確認」が必要です。

なお、控除対象配偶者および控除対象扶養親族等のマイナンバーは、給与や報酬を受け取る受給者本人が被扶養者の本人確認をした上で、事業者にマイナンバーを報告することとなります。

◇本人確認を行う場合に使用する書類の例

◆例1 マイナンバーカード(番号確認と身元確認)

◆例2 通知カード(番号確認)＋運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

※写真表示のない身分証明書等により身元確認を行う場合には、2種類以上の身分証明書等が必要です。

※法定調書に関するお問い合わせは、帯広税務署 ☎0155・24・2161 または町民課賦課担当 ☎2・4294 まで

※社会保障・税番号「マイナンバー」に関するお問い合わせは、内閣官房ホームページ(<http://www.caogojp/langouseido>)、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120・95・0178 《平日9時30分～20時(土日・祝日17時30分まで)、年末年始を除く》まで

## エルタックスで 町税の電子申告ができます

「eLTAX(エルタックス)」で、従来は紙で行っていた町税の申告などが、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを利用して行うことができます。簡単に便利なeLTAXをご利用ください。

◆利用できる税目

◆法人町民税(中間・確定申告)

◆固定資産税(償却資産)

◆個人町道民税(給与支払報告書、特別徴収に係る給与所得者異動届出など)

◆申請・届出(法人設立・設置届出書、異動届など)

※一般の方が行う、個人町道民税の申告は対象になりません。

◆利用手続きに関するお問い合わせ  
地方税電子化協議会  
<http://www.atax.jp/>

☎0570・08・1459

※お問い合わせは、町民課賦課担当 ☎2・4294 まで

## 介護保険要介護(要支援)認定 者の税控除

【障害者控除】

65歳以上の介護保険要介護(要支援)認定を受けている方で、身体障害者手帳等の交付を受けていない方は、その身体(精神)の状態によって所得税法(地方税法)の障害者控除に該当する場合があります。この適用を受けるため

には、町から障害者控除対象者の認定を受ける必要があります。

◆申請できる方

介護保険の要介護(要支援)認定を受けている65歳以上の方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の交付を受けていない方。(手帳をお持ちの方は、認定の必要はありません。)

◆申請先 保健福祉課福祉担当

◆必要なもの 印鑑

◆判定方法

介護保険の認定資料等をもとに、町が設置する判定会議において審査を行います。障がい者に準ずると認められた場合には、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

【おむつ代の医療費控除】

高齢者が使用するおむつ代について、かかりつけの医師が発行する「おむつ使用証明書」または、町が発行する「おむつ使用確認書」がある場合は、医療費控除の対象となります。

介護保険要介護(要支援)認定を受けていて、おむつを使用している方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、医師が発行した「おむつ使用証明書」に代えて町が交付する「おむつ使用確認書」により医療費控除を受けることができます。

◆おむつ使用確認書の申請ができる方  
介護保険の要介護(要支援)認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方。

## ♥ 後期高齢者医療に加入されている方へ



### 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。

なお、手続きには役場窓口での申請が必要となります。

- ⊗ 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ⊗ 支給額が500円以下の場合は支給されません。

#### ● 自己負担限度額表 【1年分の自己負担額の計算期間：8月1日～翌年7月31日】

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者		67万円
1割	一 般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ ※1	31万円
		区分Ⅰ ※2	19万円

※1 世帯全員が住民税非課税である方

※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方



### 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では、被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は、9月と3月の年2回です。

#### 【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
合 計				28,000	2,800

この通知は、皆さまの受診状況についてお知らせするもので、請求書ではありません。

#### ● 医療費通知の活用について

- ⊗ 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- ⊗ 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- ⊗ 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

※申請やお問い合わせは、保健福祉課国保医療担当(☎2-4295)まで



※初めての場合は町の確認書は交付できません。かかりつけの医師から「おむつ使用証明書」の発行を受けてください。

※介護保険施設サービス(特別養護老人ホームや介護老人保健施設など)および短期入所サービス(ショートステイ)を利用している方のおむつ代は、医療費控除の対象になりません。

◆申請先 保健福祉課介護保険担当

◆必要なもの 印鑑

◆判定方法

介護保険の認定資料等をもとに町が審査を行い、おむつの使用が認められた場合には、「おむつ使用確認書」を交付します。

※注意事項

介護保険の要介護(要支援)認定を受けていても、障害者控除や医療費控除に該当しない場合もありますのでご注意ください。

【障害者控除・医療費控除の確定申告に ついて】

確定申告の際に、交付された「障害者控除対象者認定書」や「おむつ使用確認書」を提示することで、障害者控除・医療費控除を受けることができます。

申告の方法については、町民課賦課担当(☎2・4294)にお問い合わせください。

※お問い合わせは、保健福祉課福祉担当または介護保険担当(☎2・4296)まで

## 町税の納め忘れはございませんか？

◆町民税・国民健康保険税の納期限は、12月25日(月)です。

◆軽自動車税および固定資産税は、すでに納期限が過ぎています。

税金は、みなさんが健康で豊かな生活を実現するための貴重な財源です。滞納すると、町政の推進に支障が生じるとともに、納期限内に納めた方との公平性を欠くこととなります。そのため、預貯金、給与、生命保険、動産、不動産等を差し押えることとなっており、特に納税に応じない方や滞納が高額な方については、十勝市町村税滞納整理機構が差し押えを実施しています。

※差押え物件(動産、不動産)は、公売が行われ、税金に充てられています。

【官公庁オークションURL】  
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>

滞納整理機構(管内)	債権	274件
	預貯金	141件
	給与	54件
	生命保険	72件
	その他	7件
	不動産	1件
	その他	10件
合計	285件	
町	債権	23件
	預貯金	6件
	国税還付金	11件
	町債権	6件

▲平成28年度の差押状況

※納税のご相談やお問い合わせは、町民課納税担当(☎2・4294)まで

## 急増している架空請求ハガキの特徴と注意点

身に覚えのない、架空請求のハガキが急増しています。

・「訴訟」といった言葉や脅し文句を使い、不安を煽り、電話を掛けさせようとしています。

・民事訴訟管理センター、国民訴訟通達センターといった行政機関を思わせる団体を名乗り送ってきます。(今後名前を変えて同様のハガキが送られると考えられます)

・身に覚えのない請求に応じる必要はありません。ハガキが届いても無視し、決して電話しないでください。

※類似の手口として、著作権侵害や、不良債権請求督促などを装ったハガキもあります。

※お問い合わせは、上士幌町駐在所(☎2・2151)または上士幌町防犯協会(事務局・役場町民課生活環境担当 ☎2・4294)まで

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について

平成18年11月より「住民基本台帳法」および、「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令」の規定に基づき、住民基本台帳の閲覧状況を公表しています。

◎期間 平成28年11月1日～平成29年10月31日

◆申出者氏名 自衛隊帯広地方協力本部

◆利用目的の概要 防衛大学校および防衛医科大学校学生並びに陸上自衛隊高等工科学校生徒に関する募集事務

◆閲覧年月日 平成29年5月10日

◆閲覧に係る住民の範囲 町内全地区(47件)

※お問い合わせは、町民課総合窓口(戸籍年金担当)☎2・4294まで

## 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致したのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号(わ)309 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月01日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター  
東京都千代田区霞が関2丁目8番1号  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-4330-6995  
受付時間 9:00~20:00(日、祝日除く)

☞このようなハガキにご注意ください

## 北海道日本ハムファイターズ 新生児に記念ボールを贈呈

北海道日本ハムファイターズでは、北海道150年事業として、北海道と命名されて150年を迎える2018年に生まれた新生児に、大谷翔平投手のサインをデザインした記念ボールを贈呈します。

◆対象 平成30年1月1日～12月31日までに生まれた新生児で、北海道内市町村の戸籍窓口で出生届を提出した方  
◆贈呈方法 出生届の提出時に、役場の戸籍窓口で直接お渡しいたします。

### 【大谷投手コメント】

「自分自身も父や兄とのキャッチボールから野球を覚えましたし、運動が好きになるきっかけになってくれたらうれしいです。子どもたちの元気な声があふれ、この先も野球をはじめスポーツで活気のある北海道であり続けることを願っています」



※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2-4296)まで

## 次期上士幌町三愛計画・上士幌町健康増進計画(素案) へのご意見募集

町では現在、高齢者や障がい者等の福祉に関する次期三愛計画(第7期高齢者保健福祉計画、第7期介護保険事業計画、第5期障がい福祉計画)および町民の健康増進に関する第3期健康増進計画(自殺対策行動計画を含む)の策定を行っています。計画の策定にあたっては、町民のみならず皆さまのご意見やご提案をいただきながら進めていくことが重要と考えております。

この度、計画の素案がまとまりましたので、パブリックコメント(意見公募)を実施しますので、忌憚のないご意見をお寄せください。

いただいたご意見等は、各策定委員会等における審議資料として活用させていただきます。なお、個別の回答はいたしませんのでご了承ください。

● 意見募集期間 平成29年12月25日(月)～平成30年1月19日(金)

● 計画書閲覧場所

- ・ 上士幌町ホームページ <http://www.kamishihoro.jp>
- ・ 役場庁舎 1階 保健福祉課窓口(3番窓口)
- ・ 健康増進センター(ふれあいプラザ) ロビー
- ・ 生涯学習センターわか 1階事務所前

● 意見提出方法

郵送、FAX、Eメール、直接持参により、氏名と住所を記載の上、役場保健福祉課に提出してください。(様式は任意で結構です)

● 提出先

	三愛計画	健康増進計画
提出場所	役場 保健福祉課(庁舎1階3番窓口)	健康増進センター(ふれあいプラザ)
住所	〒080-1492 上士幌町字上士幌東3線238番地	〒080-1408 上士幌町字上士幌東3線236番地
FAX	01564-2-4637	01564-2-4128
Eメール	<a href="mailto:hokenfukushika@town.kamishihoro.hokkaido.jp">hokenfukushika@town.kamishihoro.hokkaido.jp</a>	<a href="mailto:fureaiplaza@town.kamishihoro.hokkaido.jp">fureaiplaza@town.kamishihoro.hokkaido.jp</a>

※お問い合わせは、保健福祉課介護担当(☎2-4296)・健康増進担当(☎2-4128)まで



## FRP船の廃船

北海道地区廃船処理協議会(事務局:北海道運輸局)は、廃FRP船リサイクルシステムの広報に取り組んでいます。

◆廃FRP船はセメントの原料・燃料として再利用されます。

◆FRP船の廃船をお考えの方は、次へご相談ください。

◆FRPリサイクルセンター(☎03-5542-1202、ホームページ: <http://www.marine-jbia.or.jp/ecycle/>)  
◆最寄りの登録販売店: 右記ホームページよりご案内しています

【廃FRP船リサイクルシステムとは】  
廃FRP船リサイクルシステムとは、廃FRP船を最終的にセメント原料に活用できるようリサイクル処理をするものです。

FRP(ガラス繊維強化プラスチック)製のプレジャーボートは、材料が高強度で大型なために一般廃棄物として処理が困難なことから長寿命であることから、不法投棄の原因になっていました。

一般財団法人日本マリン事業協会では、FRP船を対象とした再資源化のリサイクルシステム(マテリアルリサイクル)を構築し、平成17年11月に公益事業としてシステムの運用を開始しました。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

## 冬の道民環境の日

◎1月14日(日)は冬の道民環境の日です

### 実践行動の呼びかけ

私たち一人ひとりが、常に環境にやさしい行動をしていけるよう、「地球を守る心」「もったいない心」及び「自然と共生する心」をもって、環境に配慮したライフスタイルを実践しましょう。

北海道では、「北海道環境行動計画(ごごみんグリーンアクション)」において「道民環境行動月刊(7月)」や「道民環境の日(5月、7月、10月、1月の第2日曜日)」を定めています。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

### 1月10日は「110番」の日 適切な110番の利用方法

「110番」の適切な利用をお願いします。110番は、事件・事故などが発生した場合に、警察へ緊急通報するための電話です。耳などが不自由な方への「メール110番」もあります。携帯電話のメールで北海道警察のホームページに接続し、通報することができます。

急を要しない相談や照会などは、各種警察相談電話「#9110」、性犯罪被害相談電話「#8103」、または最寄りの警察署、交番などへお問い合わせください。

※お問い合わせは、帯広警察署(☎0155-25-0110)まで

## 冬のごみ収集について

冬の積雪期には、道路等の除排雪の状況により、通常よりごみ収集が大幅に遅れることがあります。

春から秋までの間は午前中で収集を完了していたものが、積雪期には午後までかかることもあり、収集完了までしばらくお待ちください。

また「資源ごみ」の収集日に大雪が降った場合、ダンボール等の紙類は濡れてしまうため、濡れないような対策をして出してください。次回の資源ごみの日に出していただくようご協力お願いします。

ごみを出す場所については、雪山が死角となったり、降った雪などがかぶさってごみが見えなくなる場合がありますので、見やすいように除雪等のご協力もお願いします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで

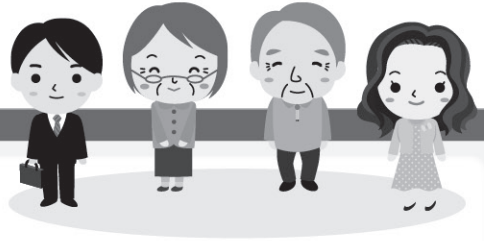


## 年末年始

## ごみの収集日程

ごみを出す際は分別を徹底して、収集日の朝8時までに出すようにしましょう!

地区	燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	
市街	A地区(市街)	12月26日(火) / 1月9日(火)	12月27日(水) / 1月10日(水)	12月27日(水)
	B地区(市街)	12月25日(月) / 1月9日(火)	1月12日(金)	12月29日(金) / 1月10日(水)
	C地区(市街)	12月27日(水) / 1月10日(水)	1月10日(水)	1月9日(火)
農村	D地区(農村)	12月25日(月) / 1月9日(火)	12月26日(火) / 1月9日(火)	12月26日(火)
	E地区(農村)	12月28日(木) / 1月11日(木)	12月29日(金)	12月28日(木) / 1月11日(木)
	F地区(農村)	12月28日(木) / 1月11日(木)	12月29日(金)	1月12日(金)



町民課戸籍年金担当 (☎2-4294)

## 『任意加入』で年金を増やしませんか？

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や、40年の納付済期間が無い場合、老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金に加入していないときには、60歳以降(申出された月以降)でも任意加入することができます。ただし、さかのぼって加入することはできません。

### 加入できる期間

- ◆ 年金額を増やしたい方は65歳までの間
- ◆ 受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間

保険料の納付方法は、口座振替が原則となっています。ご希望の方は「口座振替利用を希望される口座の通帳」と「通帳にお使いのご印鑑」をご持参の上、お手続きください。

☞ 手続窓口：役場 町民課 戸籍年金担当 (☎2-4294)

※外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方も任意加入することができます。

☞ お問い合わせは、帯広年金事務所 (☎0155-25-8113【音声案内2】) まで



## ♣ 住宅用火災警報器の設置調査を実施します！

住宅用火災警報器は、未然に火災を防ぐものではなく、火災が発生したときに逃げ遅れないようにするもので、平成20年から全住宅への設置が義務づけられています。

このたび12月から1月にかけて、住宅用火災警報器の設置調査を行います。上士幌消防署の職員が訪問し、現在まで調査した中で未設置、未調査となっている家庭を対象に調査を行います。2階に寝室がある場合は、階段部分と2階の寝室の天井に、1階に寝室がある場合はその寝室の天井に住宅用火災警報器が設置されているか、ご確認ください。また、電池の寿命が10年とされていますので、既に設置されているご家庭はスイッチを押して正常に作動するか確認してください。

なお、消防職員が住宅用火災警報器や消火器などの訪問販売を行うことはありません。消防職員は、調査のためにご家庭を訪問いたしますが、商品を持って販売をすることはありませんので、悪質販売には十分お気をつけください。

## やっています！ 避難訓練



11月に避難訓練を実施した施設は次のとおりです。(消防把握分)

- JA上士幌
- パピリカ
- lifeもりおか

※防火管理者が選任されている施設は避難訓練が必要です！実施の際は消防署にお知らせください。

## 火の用心

【平成29年出場状況】 11月30日現在の出場件数

- ◆ 火災出動 8件(うち11月 0件)
- ◆ 救急出場 215件(うち11月22件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防第1係 (☎2-2519) まで

